

船舶事故調査報告書

平成27年6月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成26年9月18日 15時11分ごろ
発生場所	沖縄県今帰仁村運天大浜ビーチ地先 古宇利島灯台から真方位228° 2,550m付近 （概位 北緯26° 41.70′ 東経127° 59.52′）
事故調査の経過	平成26年12月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{ブルー モンスター} Blue Monster 2566、0.1トン 232-38850 沖縄、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、103.90kW、平成19年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年11月27日 免許証交付日 平成25年5月23日 （平成30年11月26日まで有効） 搭乗者A 男性 26歳
死傷者等	重傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、レジャー客（以下「搭乗者」という。）5人が乗ったバナナボートをえい航し、平成26年9月18日14時40分ごろ、大浜ビーチを沖に向けて発進し、遊走を開始した。</p> <p>船長は、バナナボートが遊走時間の終了間際に4回目の横転をした際、これ以上の横転を怖がった女性の搭乗者1人を本船に乗り移らせた後、約35km/hの速力で帰途についた。</p> <p>船長は、本船のバックミラーにより、直進中に見えないはずのバナナボートの先端部分が見えたので、速力を約10km/hに減速した15時11分ごろバナナボートが横転して搭乗者4人が海面に投げ出された。</p> <p>船長は、搭乗者Aが左腕を脱臼^{だつきゅう}したと訴えたので、女性の搭乗者</p>

	<p>に代わって搭乗者Aを後部座席に乗せ、ゆっくりとした速力で大浜ビーチに向かった。</p> <p>搭乗者Aは、病院で左上腕骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長が勤務する店は、マリンスポーツを体験させる事業を営んでいた。</p> <p>船長は、観光客等にマリンスポーツを体験させる仕事に就いて約6年であり、これまでに搭乗者が負傷したことはなく、また、バナナボートが何度も横転したことは初めてであった。</p> <p>女性の搭乗者を除く搭乗者4人は、大浜ビーチにある飲食店でバーベキューをし、搭乗者3人が飲酒をしたが、搭乗者Aは飲酒をしなかった。</p> <p>船長は、遊走に出発する前、搭乗者の様子から少し飲酒をしていると感じたが、遊走を断るほどではないと思った。</p> <p>バナナボートは、長さ5.00m、最大幅1.45mの5人乗り用であり、えい航ロープの長さは、本船船尾からバナナボート先端まで約8mであった。</p> <p>船長は、搭乗者に対して取っ手をしっかりと握ること、ふざけて足を投げ出さないことなどの注意事項を説明してから発進した。</p> <p>船長は、増速及び旋回をする際、搭乗者に対して左腕で合図を送っていた。</p> <p>船長及び搭乗者は、救命胴衣を着用し、搭乗者Aは、本事故時、最後部（4番目）の座席に座っていた。</p> <p>搭乗者Aは、バナナボートが、度々、転覆するので、遊走が少しでも早く終わってほしいと思いながら、懸命に取っ手を握っていたので、前方に座っていた搭乗者3人の様子について覚えていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、横転の原因は、搭乗者がバランスを崩す体勢をとったためではないかと思った。</p> <p>(写真1、写真2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 本船</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 バナナボート</p> </div> </div>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>バナナボートは、大浜ビーチ沖において、本船に引かれて遊走中、横転したことから、搭乗者Aが海面に投げ出されて負傷したものと考えられる。</p> <p>バナナボートは、搭乗者がバランスを崩したことから、横転した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、バナナボートが、大浜ビーチ沖において、本船に引かれて遊走中、横転したため、搭乗者Aが海面に投げ出されたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に遊走ができるか疑念を生じたときは、遊走を中止することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

